

豊中市電気自動車用充電設備等導入事業
公募型プロポーザル企画提案書作成要領

豊中市電気自動車用充電設備等導入事業の募集要項及び仕様書の内容を理解したうえで、以下の視点に基づき企画提案書を作成するものとする。

1. 本事業の実施スケジュールを示すこと。なお、国の補助事業を活用する場合は、補助事業の条件に適応した内容とし、申請スケジュール等も併せて示すこと
2. 事業者は、施設の駐車場区画や契約電力等を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないよう電気自動車用充電設備等（以下「充電設備」という。）の規模を提案するものとしていることから、その整備方針、方法等を示すこと。また、契約期間満了後の充電設備についての取り扱いを示すこと。
3. 本事業の期間中は事業者の責任において、充電設備の維持管理及び運営を行うものとしていることから、その期間における維持管理及び運営の方法を示すこと。また、トラブル等の緊急時の対応についても、その方法を示すこと。
4. 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が決定するものとしていることから、利用料金形態について示すこと。また、充電設備の利用方法も示すこと。
5. 事業者は、充電設備の利用により生じた電気料金を負担するものとしていることから、電気料金の負担の方法等を示すこと。なお、豊中市（以下「市」という。）が充電設備の利用に必要な電力を提供し、事業者が当該使用電力分の電気料金相当額を市に対して精算する場合は、事業者が当該電気料金を負担したものとみなすこととしている。
6. 市役所第二庁舎北側に以前使用していた急速充電設備（1台）※を設置していた場所があるので、その利活用について提案があれば、積極的に提案すること。
※急速充電設備は、国の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金」を活用して平成27年（2015年）に設置し、平成27年（2015年）2月19日～令和5年（2023年）2月18日の8年間運用したもので、現在は運用していない。
7. 市は、脱炭素施策を推進すると同時に災害時のレジリエンス強化を図ることとしていることから、電気自動車または充電設備を災害時のレジリエンスの強化に資する使用について提案があれば積極的に提案すること。（BCP）
8. 市は、ゼロカーボンシティについて広く市民に対して普及啓発を図ることから、これに資する提案があれば積極的に提案すること。
9. ソーラーパネルと、蓄電池を併用し、完全再生可能エネルギーを使用したソーラーカーポートの構築及び提案があれば積極的に提案すること。
10. その他、当該事業の目的に資する提案があれば積極的に提案すること。